

那珂市議会 議会運営委員会会議録

開催日時 令和7年2月12日（水）午前9時57分

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員	委員長	大和田和男	副委員長	寺門 厚
	委員	鈴木 明子	委員	寺門 勲
	委員	小池 正夫	委員	君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

議長	木野 広宣	副議長	富山 豪
事務局長	会沢 義範	次 長	秋山雄一郎
次長補佐	三田寺裕臣		

会議に付した事件

- (1) 那珂市議会ハラスメント防止条例及び委員会等の配信について
…内容等について協議
- (2) 一般質問について
…内容等について協議
- (3) 那珂市議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
…改正内容について協議
- (4) その他
 - ・一般質問での個人名の取扱いについて
 - ・市民から寄せられた議会事務局への問合せについて
 - ・議場での規則について
 - ・視察研修について

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前9時57分）

委員長 皆さん、改めましておはようございます。

閉会中のお忙しい中、議会運営委員会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。
また、いつも5分前に開会できること、本当に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、早速、始めさせていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、議長、副議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

委員長からもございましたけれども、那珂市議会閉会中でありますけれども、各常任委員会が活発に委員会を開いていただきまして、本当にありがとうございます。

今日はまた前回の1週間前のことも含めまして、振り返りというのがございますので、大和田委員長の下、慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まずは、那珂市議会ハラスメント防止条例の制定、また常任委員会等の配信についてを議題といたします。

1月30日に皆様のご協力の下、石岡市議会での研修が滞りなく済みました。そこを振り返りたいと思います。

皆さんからまずはご意見をいただきたいと思います。お願いします。

鈴木委員 視察お疲れさまでした。

石岡市議会のほうにお伺いして考えたことが、やはり具体的な内容を決めていくということが必要なんだと思いました。フローを作ったりですとか、あとは何か事象が起こったときに、記載するものということも具体的に目で見える形で出ていたの、そちらも行っていくことと、あと第三者委員会を設立するというときに、どのような方が入るよということも分かるような形で、議員の皆さんにお伝えするということが必要なのかなというふうに思いました。

委員長 ありがとうございます。

この間の資料を持ってきたんですけれども、フローですとかヒアリングシートとか、結構徹底されていたなど。それは本当に改めて行ってよかったなというのは思いました。

また、第三者委員会の内容も、向こうはちょっと那珂市とは違うものが設置されており、それを加えてしっかりと具体的な内容にまで踏み込んでいるということで、本当に参考になったなと思います。ありがとうございます。

そのほかにご意見ございますでしょうか。

寺門勲委員 先日は研修のほうお疲れさまでございました。

改めて石岡市議会のハラスメント条例の経緯なんかもお聞きしまして、やはり石岡市議会のほうは、職員のほうのアンケート調査なんかも踏まえてのハラスメント条例制定になっていますけれども、那珂市としてもやはりハラスメント条例が改めて必要ではないかと思って、再度認識をいたしましたので、ぜひこの委員会としても積極的に進めたいと改めて痛感いたしました。よろしくお願いします。

委員長 ありがとうございます。

何か今日出てくるんだろうなと思ったのが、職員に対するアンケートの話も何かどうなんでしょうというの、多分ここでいろいろ出てくるんじゃないかなと、私ながらにちょ

っと予想をしていたりもしたんですけれども、そういった意見、ほかの委員で何かあったりしますか。

小池委員 この間、石岡市議会、今、言ったとおりヒアリングシート、これを市の職員なりのところでアンケートを取ったりということもあるんでしょうけれども、ただ、これ那珂市に置き換えてみて、もしこれでアンケートを取って、どの辺のところで線引をするのか。どのぐらいの期間でそれをまとめて、どういうふうにするのかというのも、ちょっとそれも期間をちゃんと決めてやらないとなんないということと思うし、それで、一応、骨子を大体決めて、それでもう一回全員協議会なり何なりに諮ったときに、反対の人は反対の人でいろんなことは言ってくると思うんですけれども、どのぐらいの間隔でそれを、罰則規定があると嫌だという人もいるんでしょうけれども、石岡市議会はこの間、広報紙に名前もちゃんと出すと。でも、それは今までまだ出したことはない、この間質問しておっしゃってましたんで、これと同じ内容かどうかというところはちょっと考えるにしても、これはちょっと大事なことから、一度やっぱりやってみる価値はあるんじゃないかなと思うんですね。職員、議員問わずですけれども。と思います。

委員長 ありがとうございます。

職員問わず。確かにアンケートないし、ちなみに何か石岡市は定期的に職員にアンケートを取っていて、その中に要請として、ハラスメントがあるかどうかなんていうのも追記だったという感じなんですけれども、そういったのは那珂市ではあるんですか、職員に対する総務からのアンケートというのは。

事務局長 職員のほうでアンケートというのを、メンタル、そういったものの相談の案内とかはありまして、そういうハラスメントからメンタルにつながる部分、そういったものの解消とか相談とか、専門機関による相談なんかも受けられるので、そういったアンケートといいますか、申込みなんかはあったかと思います。

ただ、職員に対してのハラスメントのアンケートそのものずばりというのは、多分やったことはないと思うんですけれども。

一応、那珂市の職員のほうもハラスメントの規則が定まっていますので、何か事案があれば、総務課のほうに相談するような形には周知徹底はされていると思います。

副議長 これ本当アンケートもどっち発から出るかで、議員の反発が大きく、議会のほうからこういうアンケートを何かあつての実施なのか、何も無いのにそういうアンケートを実施するのかというので、また反発が予想されると私は思うんです。

自分らで自らアンケートなんか、職員が何かあつてそういうアンケートの要望があつてアンケートを取るのか、何も無いのに議会のほうからそういうアンケートを取って、ハラスメント条例をやりたいからアンケートを取るのかと、多分そういう今度は議論になってきちゃうと思うので、職員から素直にこういうアンケートを取ってほしいかという発があれば、それも可能だろうとは思いますが、こっち側からアクション起こ

してアンケートを取るというのは、なかなか難しいかななんてちょっと考えるところなんですけれども。

いずれにしろ、さっきから言うとおりの、これほかの議員らにこれをやる意義をどうやって理解してもらうかに尽きると思うんですよね。そこが一番問題だなというのは思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

鈴木委員 私も副議長おっしゃられたことというのを共感しておりまして、何か結果ありきというふうになってしまうと、余計、話が進まなくなるような形になってしまうと思うんですね。でも、すごく必要なことだと思うんですけれども。

あと、職員の中で、議員と接している方々って数にしてみたら、多分接していない方々のほうが多いのではないかなというふうに思っていて、その中で、そんな少数の意見だよねということも、つくらなくてもいい理由にされてしまうというのも、そうってしまったら残念だなと思うので。必要なことだと思うんですけれども。

小池委員 今、委員長お話ししていたとおり、議員というくくりか、それをもっと広げてやるのか。議員として、職員に対してとかいろいろそういう特化してやるんじゃなくて、票ハラまでは入れないにしても、広い意味でのハラスメントということでやるのか。

先ほど言ったとおり、議員というと、何でうちらなんだと。職員だってそういうことを言う人いてと言われちゃえばそれまでだけれども、どっち側からもいろいろあるとは思いうんですよね。ただ、アンケートを取ってくださいということにはならないけれども、言いたいような人とか思っている人はいるということは確かだと思うんですよね。その辺のところをどういうふうに広げるかというところでしょうね。

君嶋委員 ちょっと聞きたいんですけれども、執行部として職員間のそういういろんなハラスメントとか、いろんなそういうものに対しての情報収集とか、いろんなことが出てきた場合の対応って実際やっていますか。今そういうのは全然やっていないんですかね。まずそこを聞きたいんですが。

事務局長 総務課が窓口になります。そこに相談員というのも設置しています。その相談員については、総務課長が指名するという形になっています。そのところに相談に来た場合に、聞き取りを行うことと、あと当事者、申し立てた方だけでなく、ハラスメントを行った職員にも呼び出して話を聞くというような対応はしています。書取書みたいなものはやはり総務課のほうでは作って、それに準じて、ざっくりとした書取書ですけれども、そういったものは作っています。

君嶋委員 それは分かったんですけれども、ただね、個人的に人と人の関係だから、実際にそれを受けたとしても、そこまできちんと総務課に話をする人がどれだけいるかということなんですよ。

実際に、いろんな職員の話とかそういう中には、こういうこともやっている、おかしいよねとか、ああだよねといっても、言えば、結局その方が後から上からとか周りから嫌な思いをするのも嫌だからと、結構もう心にとめている方、たくさんいるのかなと思うんで、やはり1回はそういう調査的なものを含めたものを、アンケートじゃなくても、やってみてもいいのかなと。

とにかくオープンで皆さんの声をきちんと聞きたいと、職員の方も。それまで議員と職員の関係、職員たちの関係というのをもっとよくしていきたいとか、悪いわけではないんですけども、何かそういうのがあるような気がするんですよ。だからそれが職員の中でも仕事にも出てきちゃったりとか、それがあるとかわいそうかなと思うんで、それを含めてちょっとアンケートを取ってもいいのかなと。

そこからスタートしていったって、それから何が必要なのか、何が欠けているか、みんなで検証しながら、ハラスメントについても入っていったっていいのかなとちょっと感じるんですよ。

以上です。

委員長 確かに私も何か下の職員というとおかしいですけども、上司にこうなんだなんて相談を受けることも実際あるし、多分この受け身の、窓口は設置してありますといっても、やっぱりそこには相談はなかなかできないと思うんですよ。もうバレちゃうというか、分かんないですけども、自分だったらそう思うし。

そういったところでは、アンケートというか、ここら辺、総務課ともやっぱり大分慎重に打合せしていかなければなんないかもしれませんけれども、確かに君嶋委員言うとおりに、隠れているところをしっかりと把握するということはいいいことなのかなと思いますね。

事務局長 補足なんですけれども、相談窓口を設置してあるのは総務課にあるんです。そういうハラスメントとかそういったものの相談って、窓口に来て相談する方もいますし、グループウェアでメールとかでそれを受けたとかという、そういう相談もありますし、あとは周りで見ていた方がこれはそうなんじゃないかという、そういう相談なんかもあります。

以上です。

副委員長 石岡市議会での視察研修は、やっぱり石岡市議会はアンケートの結果に基づいて、事実に基づいて、議会へ市長から直々に何とかしてくれという話があったということなんで、話が割と議員の皆さんは、ああ、そうなのかなということで、理解はしていただけたと。会派ごとに持ち帰って、じっくり吟味をしながら理解いただけたという話をいただいたんですけども、那珂市はそういう事実があるかという、過去はあるんですよ。今、ハラスメント事項に照らしてみればね。多々というか、それは執行部のほうも、私も聞いていますけれども、実際、辞めた方もいらっしゃるし、言うに言えないという

ところは非常に出てきているんで。

今まで条例制定ということで、防止条例だよということで説明をしてきましたけれども、やっぱり理解をどうやって得ようかなということで、この間も石岡市議会でも聞きましたんですけども、やっぱり最初は緩めにつくって、徐々に厳しくしてもいいんじゃないですかという案はもらいましたけれども、今まで説明してきて分かっていない方も何人かいらっしゃるんで、やっぱり事実で必要だよなというところは構えておいたほうがいいのかなということで、アンケートは何らかの形で聞いておくべきかなということで。

議員同士もそうですし、職員と議員の関係もそうなんですけれども、多分、執行部も我々もそうなんですけれども、市民も含めて言われているよとか、何とかというところまで答えが返ってくるのかどうか分かりませんが、一応、事実として現状はこうだよというところは、押さえておく必要があるのかなというふうには思いました。

それに基づいて、今できている案について、いろいろハラスメント要綱、執行部もそうですし、政治倫理との整合性ですとかいろいろ検討してきたんで、そこは分かっていることと、あと相談体制も第三者委員会の在り方も全部含めて、進め方等もある程度はできているんで、そこをもう一遍見直して、もう一度説明をするということのほうがいいのかなと。

ただ、事例はもう間違いなくハラスメント防止条例をつくらないと駄目だよなと分かっているんですけども、じゃそうなの、どこまで必要なのというところが、要らないんじゃないかという人が3分1ぐらいいるんで、その人たちはどうしようかなというところなんですけれども。

やっぱり一応アンケートをやってみて、あとは少しきちきちじゃなくて、緩めでつくって、取りあえずきちんと防止条例やりましょうね、防止をしましょうねということで、了解をもらえるぐらいのところからスタートしたほうがいいのかなというふうに思いました。

具体的にどういうことを言えば納得してくれんのかというのは、ちょっとやっぱり思いつかないんで、もう会社関係は、民間はもう既に構えて、皆さん、企業も活動しているよとは言うんですけども、那珂市に置き換えてみると、あまり表立ってという話は聞いていないんで、議会内部も過去は確かにあったのも事実ですし、それは行き過ぎだねというところもあるにはありますけれども。

君嶋委員 やはりこれを制定するときのきっかけじゃなくても、そのタイミングというのは、今ちょっと難しいかなと。

石岡市議会はやはり職員のアンケートを執行部が取って、その結果、議会もあつたりとかそういうのがあつて、市長から議会に対してというのがあつたんですけども、今、那珂市に対してはそういう話がまだなければ、なぜ今やるんだというふうな話に結局されちゃうと思うんで、もっといろいろこの委員会でハラスメントについてとか、いろん

な調査してもいいのかなと。

これ何だかんだ今年度中でも進めるのに、日にちを決めるんじゃないくて、少しじっくり踏んでいてもいいかなと思いますね。やはり今この那珂市の状況が、なかなか全員が理解しているものでもなければ、議会でも上げている、また同じように何でと言われちゃうと思うんで、タイミングというか、ちょっと時期が難しいのかなというときには感じますよね。

だから、そこだけがクリアできれば、あとは条例はつくっていけると思うんですけれども、そのタイミングが一番今難しいかな。

鈴木委員 タイミングってすごく難しいと思うんですけれども、でももし何か事象が起きたときに、今からつくり始めましようとなると、また時間がたって、また前はあったけれども、今はないよねということが繰り返されちゃうのもちょっと怖いなど。結局つくらないままになってしまうというのも。

前にそういったことがあったという事実があるのであれば、やっぱり必要なことだよなということでお伝えできるし、今も口調が荒かったりとかということもあるのを私は本当に心が痛くなってしまいうんです。なので、現在も行われているというのが、ここにいるメンバーは本当に穏やかな方々が多いので、全然そんなことないんですけれども、でもやはりそういうことも今現状も起きているというのを、議員自ら気づくタイミングって今じゃないかというのも、時代の変わり目というかというのを感じているので。

君嶋委員 やめるんじゃないですよ。これをもうここで終わりじゃなくて、逆にもっと那珂市の状況をいろいろ調査する際にですけれども、この委員会でいろいろ情報を集めると、そういう流れを。そして、こういうこともあったよね、こういうこともあったよねということで、だからつくらなければなんないんだというぐらいの証拠じゃなくても、そういうものをきちんとやって、集めておくのもいいのかなと。

だから一部じゃなくても、もっとこういうこともあったよね、こういうこともあったよね、だからやらなければ駄目なんですよということを強く言えるようなことがあってもいいかな。だから調査的に、やはりもっと調査研究という形で、情報集めなんですけれども、そういうのもやっていてもいいのかなと思います。

寺門勲委員 先ほど局長のほうから、総務課のほうで取りまとめて、職員の相談とかを受け付けているということをお伺いしたんですけれども、もし可能であれば、その総務課のどういった相談、例えば議員の話が来ているのとか、そういった話って聞くことは可能かどうかお伺いしたいんですけれども。

委員長 事例があるかどうか。例えば1件とかって、具体例ばかり言っちゃうとやっぱりもう特定されちゃうから。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時22分）

再開（午前10時28分）

委員長 再開いたします。

ちょっとまとめてみますと、やはりアンケートなのかどうなのかはちょっと別として、しっかり総務課ですとか、そういったところの現状の把握を調査するという感じ。それが今現在、窓口でもう既に受けている案件があるかもしれないし、ないかもしれないし、過去かもしれないしというのも含めて情報提供をもらいながら、追加でやっぱりアンケートも必要だよなということも、もしかしたら出てくる可能性があれば、そちらのほうも進めていくという感じと、やはりあと先ほどのフローとかヒアリングシートみたいなものもしっかりとこちらでも作成をして、示していくということがまず第1段階かなと。それ同時にできるところだと思いますので。

あとは、条例の摘要の範囲も明確にしたらしたで難しいとか、そういう案件がありますけれども、私もやっぱり少し石岡市議会と同じで、議員間とか議員職員間ぐらい絞って、まずはこれは入り口の条例だということで、これ議員がちゃんと律することができれば、今度は範囲を広げていく。条例の形を変えていって、誰か全員協議会でも言ったように、市民にまで広げたほうがいいんじゃないかなんて。

でも、これができてからその次に向かうべきところでも、それはなきにしもあらずなので、それは調査していくべきなのかなというところで。ちょっと石岡市議会みたいに少し範囲を明確にするとか、第三者委員会も的確にどこに置くのかというのもしっかりさせていくことかなという。

だから今のところはやはり調査と。事実調査とこっちの中身、規定ですとか、本当にヒアリングシート、そっちのほうをちょっと1回たたき台上げてみて、随時もう30分の議会運営委員会のときでもいいと思うし、ラインワークスなんかでもたたき台上がれば見てもらって、どんどんできるところは進めていくという感じで。

先ほど君嶋委員からもあったように、じゃ今年度中に何が何でもというよりは、できる限り早くそれを進めていく。早く早くという感じで詰めていけばいいのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

（「賛成です」と呼ぶ声あり）

委員長 という感じで。

あと事務局。

次長補佐 来年度早々には、同じようにハラスメント関係の勉強会を開いたほうがよろしいのかなと思うんですけれども。

委員長 そうですね。

そういうときにまた勉強会して、そういう認識してもらって、こっちも何か少しこんなふうに研修してこんなふうにつくっているんだけどというの、やっぱりしっかりと全員協議会で報告できるように、勉強会でも報告できるようにしていくという形でよ

ろしいでしょうか。

鈴木委員 この間の全員協議会のときに2点あったのが、先ほど委員長おっしゃった範囲というのと、あと内規じゃ駄目なのかということの2点で、何か反対という形が強かったと思うんですけども、それに対して、内規じゃ駄目だよという理由もつくつくというのか、そちらもしっかりとしておくのと、あと広げるというところで、職場内じゃなくて、市民の方から何かされたというときは、もう既に犯罪になっちゃうかなど。わいせつ罪とかになっちゃうのかとか、何かそれに対する反論というのも、その2点は確実に出ていたのでというのを思いました。

委員長 ありがとうございます。

そうなんですよ、内規。

副委員長 条例と要綱との整合性だね。

委員長 そうですね。ちょっとそこら辺も慎重にして、やっぱり人事院の話もあるし、あとは内規では駄目、基本条例なんかも少しちょっと見詰め直すというのか、基本条例に罰則がないけれども、今後、罰則つくらなければということも含めていかなければならないので、結構、説得するにはタフな内容になっちゃうかと思うんですけども。

ちょっとそこも詰めていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

2番目というのか。常任委員会の配信についてのちょっと振り返りもあるので。常任委員会の配信について、ちょっとご意見ございましたらというところですよ。

副委員長 石岡市議会のお話のとおり、課題とこれからということで、やはりまだ常任委員会までは開示できないよねというところでした。

実は、よその議会でもうオープンにしているところを見ますと、やっぱり難しいなと。例えば12月の定例会ですとか、予算委員会ですとかも全部オープンにはなっていますけれども、例えば管理者の個人企業が出てきたりというのは、よそでは通常の常任委員会の部分では全てオープンにしちゃっているところもあるんで、そこまでオープンにするまでは、ちょっと幾つか見て調査しないとまずいなというふうに、石岡市議会の話聞いて、それ課題解決にはもう少し調査しないとできないよなというところは思いました。もう少しよその事例を見たほうがいいかなというふうに思います。

委員長 ありがとうございます。

ほか、いらっしゃいますか。ご意見。

鈴木委員 おっしゃるように、闊達な議論ができなくなってしまうというのか、難しいと思うので、今回はもう本当、石岡市議会のおっしゃるとおりだなというふうに思っています。

委員長 ということで、調査をしましたけど、なかなかハードルが高いという。一度、全員協議会なんかでもこの話はしたほうがいいのかも、先ほどの議論の中身の話ですとか、議論の充実という点においても、なかなかほかの市議会でも苦慮しているし、うちもちょっと

まだまだかなというところも。今後、調査はしていくにしても、そういった報告がほかの議員にもできればと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 ご意見ありがとうございます。

それでは、続きまして、一般質問についてを議題といたします。

一般質問でございますが、改選から約１年がたちまして、議長も何かあるようでございまして、議会運営委員会で１年たったということで、一般質問の在り方について一度検討していきたいと思いますが、どうでしょうか。最近の一般質問を見てという感想も含めて、ご意見いただければと思います。

感想ではないんだけど、こうしたほうがいいとか、自分の一般質問でもこうしたいというのがあれば、ぜひご意見いただければと。

議長からお願いします。

議長 １年間一般質問されてきまして、やっぱり市民の方が見ているところで質問するわけなんですけれども、市民の方から言われるのが、それは議場でどうなのかなという部分の対応なんかもあるんですね。ですから、何かあったときには、もう今回からその場で暫時休憩ということで取らせていただいて、議会運営委員会を開かせていただきたいと思っているのが現状です。

やっぱりちょっとあくまでも議場なので、そこはやっぱり私たちは公人という立場がありますから、そこはしっかりとした対応をしていただきたいという部分があって、やっぱりちょっと若干、人によってはパフォーマンスが多いのかなという部分があるので、もうそれは口頭では注意はさせていただいたんですけれども、ちょっとまた１年たってそれが続くようであれば、申し訳ございませんが、一般質問のときに私の権限で休憩を取らせていただいて、この議会運営委員会で対応していただきたいというのが本音なところであります。

以上です。

小池委員 たまたま１階のほうでちょっと用事があったて来ていた地元の方に２回怒られたんですね。ここで言うことだからいいけれども、何なのと。よその議員はちゃんと淡々と一般質問やっていて、答弁もちゃんともらってやっているのに、最初そのところだけがよく聞こえたんだそうですよ。この間もやっていましたよ。

同じ人じゃないんだけど、やっぱり地元の人に２回怒られて、あれはあのままで放っとくのかと。みんなああいうふうになったらどうなんだと。劇団みたいになっちゃうだろうと、極端な話、怒られたので、やっぱり議員として、公人として、負託を受けて議員やっている以上、やっぱり議員の品格というのは大事にしてもらわないと困るなと思います。

委員長 ほかにございますでしょうか。

多分もうそこは議長権限で止めて、議長が本当に曰く、止めて議会運営委員会を開催することがありますよということしかないかなというところで、品位とかそういったものに関しては千差万別でございますから、なので、それはちょっと議長権限ということ

で。
あと、何かよくいろいろ耳に入るのが、打合せのまずは時期というんですか、開会の前日までにみたい。なのに、もう当日の朝まで粘っているととかという、何かそういう話も聞いておりますが、そういったところはどうでしょうか。

君嶋委員 それも質問者も悪いところがあるんですけれども、1つ執行部にもちょっとお願いしたいのは、うちらも前もって通告していて、回答がなかなかもらえないと。それで、ぎりぎりもう明日が質問の最終通告で上げますよというときにもらったら、再質問しようと思っても、その内容がまだどういう答弁が返ってくるか分からない。

延ばしているわけではないんでしょうけれども、いい答弁を考えてはくれているんでしょうけれども、それがぎりぎりまで、だからもうそれも通告の締切り前に、事前にこういうことを質問したいんですと出しておいても、それがなかなか返ってこなかったという例もあるんで、やはりその辺は、質問者と執行部のやり取りはちょっとうまく調整してもらえればと思います。

やはり答弁が返ってこなければ、次どういうことを聞こうかなと思っても、そうするともう日にちがなければ、ああ、じゃもうそれでいいや、もうそこにまとめて終わりにしますとなっちゃう可能性もあるんで、そこだけはちょっと注意していただきたいというのがあります。

でも、質問するぎりぎりまでやるのは、これはもうルール違反ですから、これはもう徹底してやっぱり守ってもらわなければいけないと。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

鈴木委員 さっきの議長がおっしゃられたこと、私も主に全然賛成なんですけれども、ただ、表現の自由だったりとか、そういうことにもつながってきてしまうこともあると思うので、すごく何か慎重に考えなければいけないことだなと、何か身にしみましたというか。主に賛成なんですけれども、そこをどうするのかというのが。

議長 その場合、権限ありまして、もう口頭で2回注意しているんです、私は。議長室に呼んで。もう2回やっているんで、これ3回目やられると、今度ほかの議員の方からやっぱり何やっているんだという状況になるんですよ。そういうことがありました。

委員長 難しいですね。表現の自由とそのバランスというのは非常に確かに難しいでしょうけれども、さっきのハラスメントと一緒に、怒鳴って解決するものとか、劇場型にすりゃ解決するというものというのはないことはありますから。

ただ、強く言うこと等もあったり、ちょっと寸劇ではないですけども、ちょっと入れ

ちゃうこともあるのかもしれませんが、そこは議長が本当その表現の自由のバランスを
しっかり。

君嶋委員 例でいうと、以前、もう引退した方ですけれども、その方は朝日新聞の記事をず
っと読み始めちゃったんで、それはちゃんと議長が、新聞の朗読はやめてくださいとはっ
きり。ですから、何を言いたいか、何を質問したいかということを明確に言ってくださ
いということで注意された方はいます。今朝の新聞とか何か出て、朝日新聞の記事をず
っと読み始めちゃったら、それはちょっとおかしいですと、やめてくれという。

先ほど議長が止めますと言ったように、そういうところは判断に任せるほかないかなと
思います。

副議長 あの場合はもう議長の権限、市長たりとも議長の許しがなければ発言ができないという
状況になっておりますんで、議長のそれは判断で私はやるべきだと思います。質問に関
係のないお話を延々にされる方がいたら、議長権限で質問に移ってください、これもで
きるわけですから、それと私は同じだと思っております。

表現の自由、議員のそれは本人の責任だという部分もありますけれども、これ18人で
やっている我々も全部同じだと見られる。これ議会としての品格も今度は関わってくる
問題なので、それはもう議長の強い権限の下で、そこは止める、進めるはやるべきであ
ると私は思っております。

以上です。

委員長 表現の自由に思慮してね。バランスを保ちながら、議長、よろしくお願いします。

副委員長 一般質問で、執行部と打合せをして、じゃこれでいきましょうねという話なんです
が、最終、念押しでこの件どうですかという話を聞く場合があるかと思うんです。それ
も駄目というふうに今なっているんで、それは打合せが終わった段階で聞きますよと言
っておけば多分いいとは思うんですけれども。

今までの例でいうと、それも駄目ですよと。一言一句やり取り決めといてくださいねと
いう話じゃなくて、念押しで、じゃこれもう一遍考え直してくださいよ、どうですかと
いう話も、それは通告外だと言われるとちょっと心外な話になっちゃうんで。それで言
うよと。答えによってはという話をしとけば、打合せはしているということなんで、そ
こが非常に残念だなというふうに思っています。いつも疑問でどうですかで終わってし
まうんで。

結論を我々は確認したい。検討するならいつまでに検討するというのは、最後にそれは
聞いておきたい。検討しますで終わるのもないで、そのままじゃ持ち帰りますぐらいで
終わってしまうとね。それは打合せの段階では、最終こうなりますねという話をもらっ
ても。執行部に聞いて、分かんなければ分からないで結構ですし、それは回答はね。い
や、それはもう通告外ですと言われるのも結構ですし。それはだから打合せの範疇だと
いう我々は理解でいるんですけれどもね。どうも執行部は違うよねと。いやいや、それ

はもう困りますよという話を言っているんで。そこはご理解をいただきたいなというふうに思います。全然違う話をするわけじゃないんで。

あくまでもそれは打合せの中ですから、大きく逸脱した話ではないんでね。

委員長 どうですか、局長。

事務局長 以前に、前任期のときですかね、一般質問のやはりそういったお話がありまして、ちょっと私どものほうでも説明をさせていただいたんですけれども、とにかく開会前までに打合せを終了するというのは、これはもう皆さん申し合わせ内規で、そこはきちっと調整していただくのと、執行部のほうも当然やるべきことだとは思いますが。

ただ、申し訳ないんですが、開会した後に、一般質問の答弁検討会というのを市長交えて全部長が集まりまして、その答弁内容について検討しています。その中で、語尾とかそういったものを直す。あとは、より丁寧な説明のために文言を増やすという、そういったものはやっております。基本的によっぽどじゃない限りは、議員の皆さんに答弁書を出した内容について、変更というのはあまりないかと思うんですけれども。

やはり執行部のほうで、議員の皆さんから開会した後に答弁の差し替えがある、これはおかしいだろうというのはいただきまして、それについては、やはり今申し上げたとおり、申し訳ないんですが、どうしてもそここのところの打合せによって、ちょっと文言の変更はありますよという。

あと、そのほかに、答弁書がなければ、質問はできないのかというようなお話もあったかと思いますが。

それは前に全員協議会の中で、答弁書がなければ駄目ですよというような決めもありましたけれども、ただ、その中で、例えば再質問の部分で、前もって執行部のほうに答弁書はこうなっているんだけれども、再度駄目押しで聞きますからという、その打合せをした場合には、一般質問の答弁書がなくてもできますよというような内容の全員協議会での決めだったと思うんです。それについては、私のほうからも全部長のほうに回覧で流したんです。だから、ある程度部長はそういう認識を持っていると思います。

きちんとちゃんと前もって開会前までに質問しますよというところの打合せが終わっていれば、そこはできるというような全員協議会での決めだったと思います。

副委員長 なんですけれども、毎年部長も変わられますし、決してそうではない、現実ですね。

それはもう困りますと言われるんで。いや、冗談でしょうと。じゃ、もう大雑把な大項目だけで打合せはもう終わりにしますと、もうオーケーですねと。あとは何でも聞きますよと。これで打合せは終わりです。これ認められますからね。向こうがそれでいいというんなら。

というふうになっちゃうんで、いや、そうじゃなくて、今、局長のお話のとおりそういう理解の下にいるんですが、どうもそうじゃないなという、最近。ここずっとそうなんですけれどもね。ということなんで、もう一度徹底をいただければということでお話を。

君嶋委員 今、局長から説明があった、最終的に開会しても市長を交えて答弁を調整するのは分かるんですけども、最終もらったときに、私らは進めてまいりますといういい答弁をもらったなと思って喜んでいると、そこで調整されたときには、検討よりも難しいとか、何か言葉も逆にギアが入ったような答弁になってしまった場合があるんですね。

そうすると、私らはもうそれで進めて、イメージをつくって質問をこうやっていったときに、もう明日質問の日にこれに変わりましたと出されても、そこはちょっと呑めないよねと感じるときがあるんで、そこはちょっと早めに、やはりあるならファクスなりメールで変えましたとぼんと来るんじゃないくて、調整をお互いやっぱりそこはしてもらいたいなど。

いくらやっぱり執行部では言葉がこれはおかしいよ、これではまずいよ、ここはこう直したほうがいいよとそれで決めて送られてきて、これで答えですと言われたら、全然答弁が違っているよ、うちらが思ったのととなっちゃうときあるんで、そこはやり取りも必要かなと思うんで。

決してそれが認めないとかじゃなくて、やっぱりお互いそこで話しして、じゃここで分かりましたとやって気持ちよく質問したいですから、そこはできればそうしていただければなど。そういうことが何回かあったんで、ちょっとこれは私の感じたことなのでお願いします。

委員長 なるほど。そうですね。

事務局長 あまり私の記憶ではそこまで変わるというのはあまり記憶にないんですけども、もしそういったこと、180度答弁が変わるというのであれば、それは申し訳ないんですけども、それはよっぽどだったかと思っているんですけども。

執行部もできるだけいい答弁を議員の皆さんの質問に対しては返したい。やはり議員の皆さんの言葉が軽いというわけではなくて、あくまでも執行部のほうの答弁として、それを議場で答弁するということは、もう市の方針としてそれが出ていってしまうんで、より慎重にならざるを得ないというのは、申し訳ないんですが、ご理解いただければと思っています。

委員長 やっぱりちゃんと一度、議員のほうには開会前にしっかりと打合せを済ませておくことと、でも、一般質問の人数が多いから、これ執行部のほうもたくさん書くの、これ夜中までやってんなというの、それも重々こちらのほうも分かっているからですけども、そこをちょっとすることと、あと先ほどそういうことがないように、打合せとごろっと変わることはないようにというのですとか、あと再質問じゃないですけども、そういったものも出てくるということをやっと議会運営委員会のほうからも、執行部のほうに申し送りじゃないですけども、させていただけたらと思います。

事務局長 再質問も申し訳ないんですけども、やりますよというその調整も含めて開会前までにしていただく。

委員長 そういうのも、議員にも議会運営委員会でそういうことですよということを報告したいなと思います。

あとは、資料かな。資料の件も何か言われたんですよ。資料の扱いというんですか、このたびフェイクニュースなんていうのも流行っておりますから、フェイクニュースを使う資料だって出てくるだろうということも懸念しなければなんない。そこどうなんでしょう。これまた議長かな。議長に許可を得るから、議長がフェイクかどうかを見分けるという。

副議長 根拠だよ。出典の出どころとか。

委員長 出典の出どころですとか、そういったのも。自分調べも、多少出てくることはあるかもしれないし、そこら辺は難しいなと思うんですけども。

(複数の発言あり)

委員長 ちなみに資料の、本当その日の朝とか、下手したらお昼休みとか、資料の何か規定がこれないんですか。議長に許可を得るのは、例えば開会前日までじゃないけれども。

副委員長 それ前日までじゃなかったかな。

委員長 ちょっと確認してもらっていいですか。

鈴木委員 先日の議会のときも、根拠がないものが本当の事のようになっちゃって、それが伝わっちゃうのが本当に怖いことだなというのがすごく思っ。でも、それをどうしたらいいのかちょっと私には分からないんですけども、怖いです。

委員長 いや、本当にこれからそういう案件も、言っちゃ悪いけれども、いくらでも出せるからね。

次長補佐 申し合わせ内規のほうを見えますと、議長の許可を受けた後、一般質問を行う前日までに事務局に届けるというふうにはなっています。

委員長 前日までなんだ。

次長補佐 そうですね。事務局に届けるその前までに、議長には許可を得るということ。

副委員長 ただ、議長が不在の場合があるので、前日までといってもね。2日前ないしは前日。いないときがあるんですよ、前日。それは私で、事務局のほうでは代行で受け取ってもらえればいいのか。

委員長 もう一番いいのは、事務局に届けるということだから。

副委員長 議長に出さないといけない。

委員長 だから事務局に届けて、議長に行けばいいんだもんね。

(複数の発言あり)

委員長 超忙しい。いっぱい最近資料が流行っているから。

副委員長 忙しくなっちゃうんで。本人も出張もあるし、そうだと。だから、最終承認は前日までに届いていればいいということになっちゃうと、許可が出ない話になっちゃうから。

副委員長 事務局のほうで代行でやっていただけるなら。

委員長 どうすんの。事務局にまとめて、例えば5時なら前日の5時でそれ締切りで、議長、大変、チェックできないですよ。

（複数の発言あり）

委員長 何かそういうのを追記できないかな、そうすると。

（複数の発言あり）

委員長 前日の12時までには事務局に届けること。議長が許可を出すと。

（複数の発言あり）

委員長 だからやっぱり事務局に届けて、許可を得るのが一番いいんじゃない。例えば紙を、ベースもらっても、スキャンなりしてメールで送れるじゃないですか。

（複数の発言あり）

副委員長 最初に許可をもらって、前日までに提出というんじゃない。

委員長 12時までには事務局に提出して、そうだね。

副委員長 そのほうがいいんじゃない。

次長補佐 どのみち今回は無理でしょうけれども、次の第2回定例会ですかね、始まるまでにそこを決められればいいのかと思います。

委員長 ちょっとそこは追加をして、議員に報告という形で、ちょっと議長はお仕事大変になっちゃいますけれども。というところかな。

鈴木委員 この間、石岡市議会のほうでも根拠が分からないやつはユーチューブに載せられないという話をしていたので、やっぱりあまりアップにしなくてもいいのかなと。ちょっとぼやけているから、ちょうどよかったのかなというふうに思いましたけれども。

委員長 確かにそうだよね。

やっぱり言っていたのは、ちょっと議事録にちゃんと残すことだから、資料が多過ぎると、あれで、それで、これでというふうになっちゃうからね。そうすると、議事録見ると、何しゃべっているか一つも分からない。こちらご覧くださいなんて言って。

そういったところもね、ちょっと知ってもらったほうがいいのかなと思う、議員にも。議事録ってみんな見ているし、保存しておくものだからというところで知ってもらえたらなと思いますので、そういった報告をできればなと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 ありがとうございます。

休憩入れますか、要りませんか。5分入れますか。

暫時休憩して、11時10分とします。

休憩（午前11時06分）

再開（午前11時12分）

委員長 再開いたします。

続きまして、（３）那珂市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

次長補佐 今、通知のほうを差し上げましたが、今回、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律、こちらが令和７年６月１日に施行されることになりました。

改正法としましては、懲役及び禁錮、これを廃止しまして、拘禁刑を増設する内容となっております。議会の個人情報の保護につきましても、この文がありますので、条例の中の「懲役」、「禁錮」を「拘禁刑」に改正の必要が生じたので、今回、提出のほうをさせていただきます。

なお、拘禁刑なんですけれども、懲役と禁錮を併せたものが拘禁刑という形になります。ちょっと確認しましたところ、禁錮刑のほうは作業等を要しないということなんですけれども、実際、禁錮を受けた方でも作業を受けたいということで、受けている方が多いということで、もう禁錮の実態がないということで、このような状態になったというふうに聞いております。

説明は以上です。

事務局長 ちなみに、拘禁刑の文言の訂正なんです、今年度３月の定例会に、執行部のほうから同じように条例改正案が出てきます。

委員長 禁錮の人も作業をしたいということなの。やることがないから仕事したいんだね。人間って不思議なものだ。そういうこと。分かりました。

ご意見ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 これも２月の全員協議会で委員長報告を行い、３月議会で委員会発言を行うことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議がないようなので、そのように決定いたします。

続きまして、その他になります。

小池委員 この間、石岡市議会へ視察に行ったときに、個人名の企業を出して質問をするというのはどうなんだと。この間個人名出して聞いていたね。あれというのは。駄目だと言われたんだけど、前。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前11時16分）

再開（午前11時21分）

委員長 再開いたします。

先ほど小池委員からもお話あったとおり、個人名の取扱い、様々な質問の場所に出てく

るかと思いますが、それぞれ注意していただいて、取扱いをしていただくということで。

（複数の発言あり）

委員長 先ほども言ったとおり、指定管理で公表されているところですか、もう入札が済んでしまったところとか、そのラインというのは、各自それぞれしかないのかなというところもありますので、個人に関することに十分注意していただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 その他ですけれども、ほかにございますか。

まずは、事務局のところからいくか。いっぱいあるんだよね。ホームページからいきますか。

次長 事務局からご説明させていただきます。

サイドブックスのほうのデータが間に合わなかったものですから、紙でお配りさせていただいておりますので、そちらの資料をご覧ください。

きのうのお昼頃ですけれども、ホームページ議会事務局へのお問合せということで、件名については、「市民の声を聴く会や議員と語ろう会での市民の意見が全員協議会や本会議に全く反映されていないことについての質問」ということで寄せられました。市内瓜連在住、男性の方でございます。個人情報に関する部分については、黒塗りで伏せさせていただきます。

内容につきましては、前段として、およそいただいた方のお考えのご説明がありまして、2枚目になりますが、①から⑥番までということで、6つのご質問をお寄せいただいております。

①番につきましては、市民の声を聴く会、語ろう会の所期の目的と意見を聞いて、どのようにするつもりだったのかということですね。

②番につきましては、本会議で反対意見がどうして取り上げられないのか。

③番については、再稼働についての住民アンケートや住民投票をなぜ進めようとしなかったのか。

④番については、アンケートを行わないことについて、具体的に何が難しいのか。アンケートの実施の機運がしぼんだのはなぜなのか。

⑤番につきましては、次のページ、下のほうになりますけれども、原子力ありきなのではないかというところについて、そうではないという断言できる理由を挙げてほしい。

最後、⑥番としましては、①番から⑤番までのことを踏まえても、いまだに国や地方に原子力行政に過酷事故発生時の責任はないと考えているかといった6項目になっておりまして、回答を必要とされております。

今日の議会運営委員会にお諮りしておりますのは、こういったホームページの取扱いに

関しましては、正副議長、それから所管の常任委員長、副委員長にご相談を差し上げまして、回答が必要とされている場合には、案文のほうを作成した上で、原則として、その委員会の中でご協議いただいた上で、回答するということでさせていただいております。

今回は、6つの項目のうち議会運営委員会に関わる部分も多少ございまして、特に①番の所期の目的と意見を求めてのどうするかといったところが、特に議会運営委員会に関与するところかなということで、今回、ご報告、お諮りさせていただいております。

以上です。

委員長 説明が終わりましたが、多分1番、これダブルにかかっているような感じがしますね。議会運営委員会として議員と語ろう会は本来の目的、何をやっているのというのと、多分、原子力の委員会で議員と語ろう会をやって、何なのみたいな、そんな意見を聞いてどうなのということなので。

もう1番は、本来の目的、ただの目的、開かれた議会を目指して、市民の皆様の意見を大いに聞くというのが目的なので、議運としては。だからこの人、原子力だから市民の意見を聞いて、あなたたちは反対なのを反映されていないんだけど、何のためにやってんだということもあると思います。

次長 所期の目的とかについては、今、委員長のおっしゃるとおり、明らかなところがあるかと思しますので、2番以降も含めまして、原子力安全対策常任委員会のほうにお諮りいたしまして、回答のほうは進めさせていただきたいというふうに。

委員長 よろしくをお願いします。

その他、ほかにございますか。

鈴木委員 私、傍聴をされる方々の規則についてのお話をちょっとさせていただきたいんですけども。

その中で様々なものがあるんですけども、プラカードだったりとか、鉢巻きだったりとか、そういったものは本当に時代のこともあって、本当にいろんなことがあってついたものだと思うんですけども、ただ、その中に、第7条の4項に、帽子とか外套、襟巻、コートだったりマフラーというのは、帽子だったりとかというのは、今になってはもうそれは一般的なことになっているのではないかなということで、この記載があることが、広く皆様に来てほしいということに対してちょっと反することになるのではないかなと思っていて、その次に来ている言葉が、病気などがあれば議長の判断でということなんですけれども、ただ、その来た方、よく病院とかでも、髪が抜けてしまって帽子をかぶっているという方も多くいらっしゃいました。そういった方が、私、病気なのということを見ず知らずの方に言えるかというのが、できないのではないかなと思って。

委員長 傍聴規則でしょう。

鈴木委員 皆様のご意見を伺いたいと思っております。

(複数の発言あり)

次長補佐 全国市議会議長会のほうでも改正のほうに動いていまして、今、一括というか、来る部分もありますので、そのときまた先ほどの情報公開みたいに、一部改正という形でやるような流れにはなると思います。

次長 実は市のまちづくり協議会の会議の中で、地区のまちづくり委員長から傍聴に関してご意見、要望があったということなので、ご報告させていただきます。

1月30日にありました第2回のまちづくり協議会で、帽子着用での議場での傍聴を認めてほしいというご意見をいただいたそうでございます。

意見の概要としましては、茨城県議会では帽子を着用したまま入場できるのに、那珂市議会に入場する際は、帽子を脱帽の上で入場することになっていると。議会が厳粛の場ということは分かるが、今は議会の傍聴も敷居を高くするよりは、低くする方向に方向性はあるのではないかというようなご意見でございました。

これに対して特段ご回答を差し上げるということではないですけれども、ぜひご対応をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

委員長 という感じなんです。意外とあちらこちらで動いているよという。

(複数の発言あり)

委員長 ただ、この本当に傍聴席の話で本当に時代を感じさせるものが多々ありまして、帽子は先ほど鈴木委員からもお話があったとおり、本当に県議会でもどこかで多分そういう、取れたんだろうね。

(複数の発言あり)

委員長 県議会は先駆けてやったんだろうね、要はね。議長会とかそういうのが動く前に、自らしちゃったということだよ。

県議会のほうはないの、傍聴規定は。

事務局長 傍聴規則のほうなんですけれども、こういう個別の部分、帽子とか外套とかいうものについては、やはり削除する。ただ、その代わり、議長の秩序維持権というのがあります。議場の中で、議長の権限でもしそういったものがふさわしくないというものについては、注意ができるから、ここは削除しましょうというような形になっているかと思えます。

それで、そこだけじゃなくて、おそらくほかにも改正が。

委員長 本当だね。でも、すごいことが書かれているんだね、これ。ラジオ、拡声器も。

(複数の発言あり)

委員長 ちょっと県議会を参考に、この規則をちょっと新たに、現代風にどうですか。

(複数の発言あり)

委員長 やっぱり帽子だって、オリンピックに出るような、何かオリンピックおじさんみたいなね。そういうのもあるから、そういう議長の権限も含めた多分内規というか、規則になっておろうかと思うので、そこも含めて、次回出せるように。調べてたたき台つくってみよう。

そのように向けていきたいと思います。

あと、今度は県議会では水の話。

次長補佐 何も規制はないと思います。

委員長 駄目とも言われていないんでしょう。いいとも言われていないわけでしょう。

次長補佐 飲食は控えるというのはあるのかもしれませんが。

委員長 控える。

事務局長 一応、傍聴規則の中には、飲食は駄目という。

委員長 傍聴席は何となくあれなんですけれども、議員のほうだ。議員と執行部を水の持ち込み可というのはどうなんでしょう。駄目とも言っているの、議場では。言っていないでしょう。

(複数の発言あり)

委員長 全員協議会のときみたいなああいう委員会みたいなときって、県議会も飲んでいるのかな。本会議だけかな。

(複数の発言あり)

委員長 水は、執行部からあったと言っていたよね。執行部から水が飲みたいからお願いしますということになって、でもそういうわけで、だったらもう一律、事務局で水を置いとくしかないということになって、勝手に持って行って勝手に飲む人もいれば、飲まない人もいるという。もうすごく何かあまりハードル高くなく、そのままいっちゃったという話なんでね。ただ、うちは水はそろえるまでの予算がないから。

小池委員 そこはマイボトルでもいいのかという話。

委員長 マイボトルでもいいのかなと思うんだけど。

(複数の発言あり)

委員長 そういう案件があったら注意じゃないですけども、持ってきてもいいようにするという。

(複数発言あり)

委員長 もちろん飲めないよね。多分だから例えば議場が飲んでいたら、今度は傍聴席はどうだという、この話に多分なってくると思う。

(複数の発言あり)

委員長 ちょっと、規定にはないということなので、規定をわざわざつくというのも。

(「規定要らないよね」と呼ぶ声あり)

委員長 委員長ぐらいなんだよ。だから例えばここでもいいんじゃないという話になって、みんなにいいですからどうぞ、水分補給という名目のためにマイボトルの持参、また水分補給は可ですよと言えば、飲む人も飲まない人もいるし、それこそさっきの飲んでずっとふんぞり返っている人いたら、酒でも飲んでいいのかみたいな人がいたら、それはそれで注意すれば。

(複数の発言あり)

委員長 そうだね。傍聴はそういうことでやっぱり。

鈴木委員 ただ、持ってはいますよね。外では飲んでいいですよということだから、持っているから。

(複数の発言あり)

委員長 そうだね。目立たないように水分補給を適宜ね。

(複数の発言あり)

委員長 であれば、そういった形で一旦報告じゃないけれども、全員協議会あたりいいですよと、水分補給して構いませんから、マイボトル、水分補給していいですよというぐらい。

事務局長 先ほどお話出たと思うんですけども、やはり傍聴席の方が、議員の皆さんが飲んでいて自分らが何で駄目なんだという話は出てくる可能性があります。ですから、もしそういうのを認めるのであれば、傍聴規則のほうに。

委員長 まあいいと思うけれども。

鈴木委員 7条の5番と6番のところに、食はまた別として、『飲食又は喫煙しないこと』と書いてあった次に、『みだりに席を離れない』というふうになっているんですね。水分は外で飲みなさいと言っているわけだから、何か相反するということもあるので、傍聴席も水かお茶ならいいですよということにつながるの、そこもセットじゃないですけども。

委員長 そうだね。だから、飲食又は喫煙しないこと、ただしとかね。適量の水分補給に関しては。

(複数の発言あり)

委員長 その程度で。そうすると、さっきの帽子もそうだし、水分補給の件。そうすると、議員や執行部もマイボトル持参での水分補給はいいですよという感じで、特段に規則をつくるというわけじゃなくて。先ほど問題があったときは、議会運営委員会でもんだり議長が注意したりということで、対応していけばと思うんですけどもどうでしょう。

(「いいでしょう」と呼ぶ声あり)

委員長 という形にしたいと思います。

それでは、その他についてほかにございますか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

委員長 ないかな。その他も終了させていただきます。

来年度の話になっちゃうんですけども、今年だよ。今年だけれども来年度みたいな。4月から議会運営委員会で視察研修を考えております。委員の皆様にはテーマを考えていただきたい。そして、どこがいいかなんていうのももんでいただけたらなと。

（複数の発言あり）

委員長 いろいろありますので、ただ、テーマがやっぱり必要でございますから、何か考えていただいて、よろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会を今日は閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会（午前11時47分）

令和7年3月7日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 大和田 和男